

# 第1章 景観計画の考え方

## 1-1. 景観計画策定の背景と目的

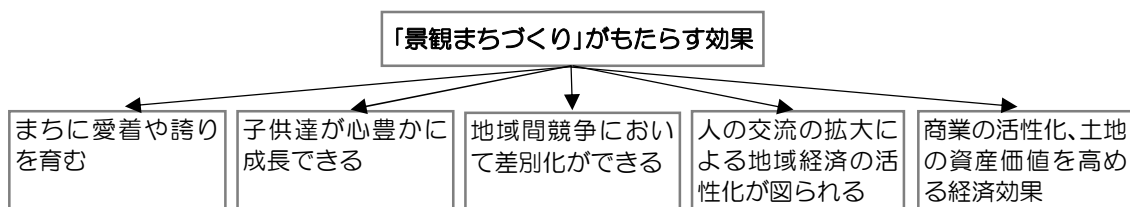
沖縄県北部に位置し、約210km<sup>2</sup>の広大な面積を有する本市には、美しい海や豊かな緑などの自然景観、グスクや伝統的祭事などの歴史・文化景観、ビーチやレクリエーション施設などのリゾート景観等、実に豊富な景観資源が存在します。

しかし、その一方で、これらの景観資源に気づき、まもり、つくり、広め、いかし、伝え、育てる取り組み(景観まちづくり)は進んでおらず、地域独自の魅力づくりに反映しきれていない現状があります。一部の地域では、住民主体の景観まちづくりが動き出していますが、多くの地域では、未だ手つかずの状態です。

また、近年、他市町村と同様に本市においても高層マンションの建設に伴う住民の反対運動等、景観を起因とする諸問題が発生しております。全国的にはその予防・解決策として景観法に基づき景観に関するルールを定めることができる「景観計画」が注目を集めています。

こうした状況を踏まえ、本市は、景観法に基づく「景観計画」を住民と協働で策定し、地域の景観まちづくりを推進したいと考え、平成23年1月29日に景観行政団体となり、景観法に基づく景観行政を担う主体として「景観計画」や「景観条例」を制定することができるようになりました。

本市の考える「景観計画」は、景観に関連する諸問題の予防策として機能するだけのものではなく、特徴ある魅力的な景観を市民・事業者・行政等が協働で創造し、その活用を図ることで地域がより活性化し経済効果をもたらし、さらに全ての市民にとって、ふるさとに対する愛着や誇りが、今以上に育まれる効果を生み出し、継承されていく事を想定しています。



このような景観まちづくりに積極的に取り組み、地域の活性化を図っている先進事例を紹介します。

### ■ 那覇市 壺屋やちむん通り



那覇市写真提供

「壺屋地区まちづくり協議会」は、歴史と文化を保全・活用したまちづくりを進めるために、その基本精神となる「壺屋地区まちづくり憲章」を制定した。那覇市は協議会の要請に基づき、壺屋地区を那覇の歴史・文化景観を代表する地区のひとつとして平成14年に「都市景観形成地区」に指定した。

### ■ 熊本県 黒川温泉



熊本県南小国町黒川温泉は、温泉地でありながら湯を楽しむ客よりも宴会客中心であり、そのブームも数年しか続かず、衰退していった。

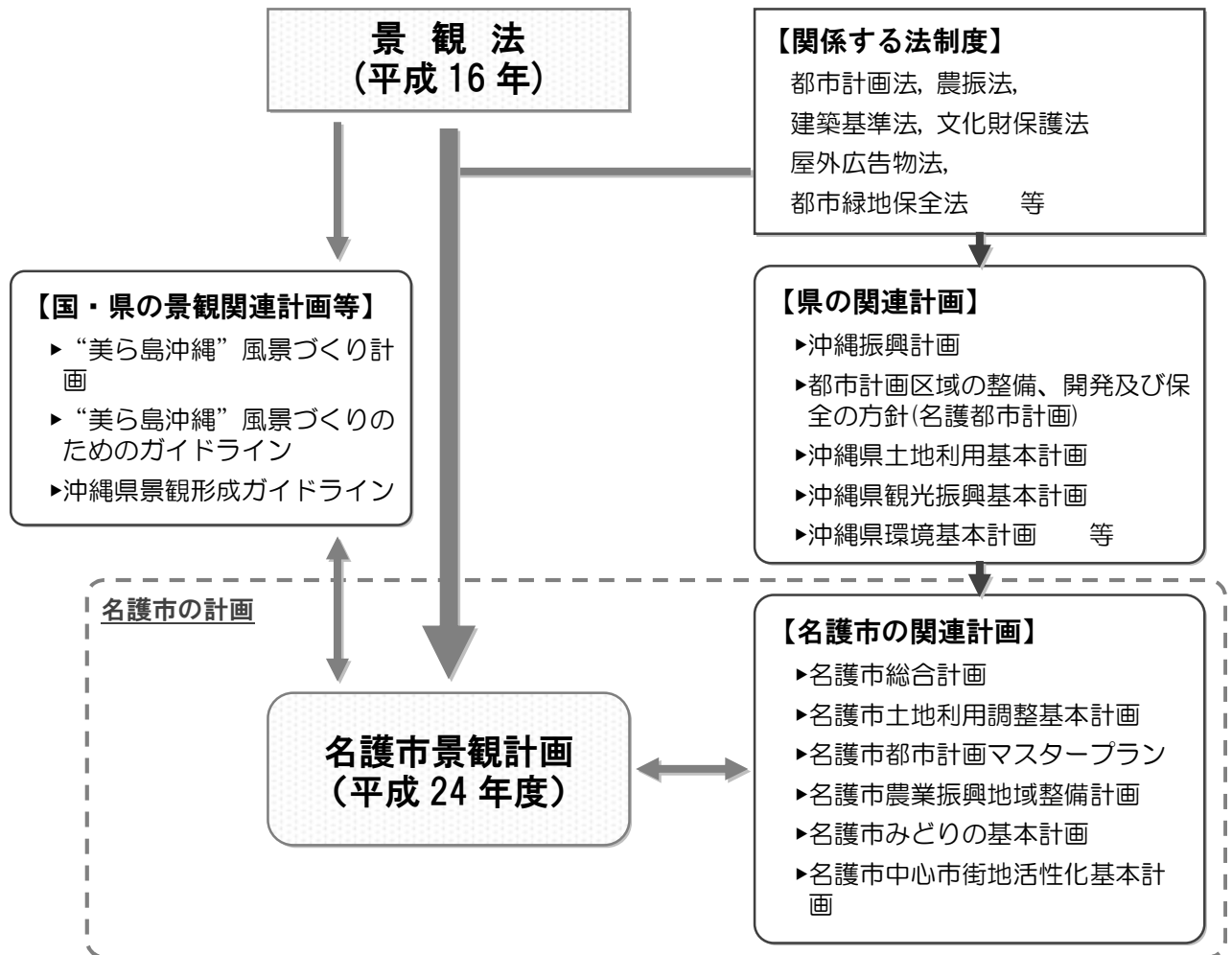
その後、黒川温泉のテーマを「自然の雰囲気づくり」とし、旅館組合の主導で歡樂的要素や派手な看板を廃して統一的な町並みを形成する方策により再生を図り温泉街として活性化している。

また、景観形成における住民の自主的活動に関する事項を「黒川地区街づくり協定」に定めて運用している。

## 1-2. 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づき、「第4次名護市総合計画」や「名護市都市計画マスタープラン」と整合を図りながら、市内の景観に関する具体的な方針、基準等を定めたマスタープランです。

今後は、本計画に基づき市内の景観形成を誘導しながら、愛着と誇りが持てる“ふるさと名護”を実現するために、市民・事業者・行政等それぞれの主体と協働で景観まちづくりを進めていきます。



### 1-3. 計画策定の経緯

本計画策定の経緯は以下の通りです。



#### 1-4. 計画策定の体制及び手法

本計画の策定体制及び手法は以下の通りです。

